

「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」の意見募集について

令和3年5月19日付けで公布された、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、個人情報の保護に関する法律」の改正が行われました。

この改正に伴い、従来、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体ごとに異なっていた個人情報保護制度の体系が令和5年4月から一本化されます。八潮市では、現行の個人情報保護条例を廃止し、改正後の個人情報保護法の規定により委任された事項などを定める八潮市個人情報保護法施行条例の制定の作業を進めております。この度、条例の骨子（案）を作成し、以下のとおり、意見を募集します。

1. 意見募集対象

「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」

2. 意見募集期間

令和4年 月 日（ ）から令和4年 月 日（ ）まで

3. 公表場所

市ホームページ、市役所（総務人事課、840情報資料コーナー）、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、八潮メセナ、やしお生涯学習館、保健センターにてご覧いただけます。

4. 対象者

- ▼ 市内に住所を有する方
- ▼ 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体
- ▼ 市内に事務所または事業所に勤務する方
- ▼ 市内の学校に在学する方
- ▼ 実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する方

5. 意見の提出方法及び提出先

「八潮市個人情報保護法施行条例骨子（案）」に対する意見」と明記（メールの場合は件名に）し、住所、氏名（法人の場合は所在地・法人名）を記入のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

- ▼持参 総務部総務人事課へ文書でお持ちください。
- ▼郵送 〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1「総務人事課」宛て
- ▼ファックス FAX 番号：048-995-7367
- ▼電子メール メールアドレス「somujinji@city.yashio.lg.jp」意見および必要事項を記載し、送信してください

6. 提出された意見等の公表

提出された意見などは、市の考えを付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。なお、類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意見に対する個別回答はいたしませんので、ご了承ください。